

P T新設のガイドライン

作成：東京湾再生官民連携フォーラム事務局

2014.04.30

◆ P T新設の要件定義に関する事項

要件1. フォーラム主旨に沿った活動

フォーラムは、東京湾再生に意欲を持つ多様な人々が集い、東京湾再生に係る現状や課題を理解・共有し、共に解決策を模索し、東京湾の魅力を発掘・創出・発信すること等により、東京湾再生の輪を拡げる活動にとりくみ、政策提案を念頭に置きながらフォーラムの一員であることを意識させる活動ができるかどうか。

要件2. 東京湾再生の具体的取組・活動方法

東京湾再生に係る現状や課題を理解・共有し、共に解決策を模索し、新しい試みや努力を応援し、東京湾の魅力を発掘・創出・発信し、知恵や工夫を出し合い、東京湾再生の輪を拡げる活動になっているかどうか。

要件2-1.

○P Tの設立希望者の真意(目的)、P Tへの参画動機が明確になっているかどうか。

明らかに当初提案した目的から逸脱した場合は、その理由を明示し、説明責任を果たすこと。

(課題を解決できない場合は、即時組織活動を停止すること)

要件2-2.

○新P Tの申請者は、フォーラムに対する期待感を具体的に提示し申請する。

同時に、P T活動におけるスケジュール設定を行い、活動へのチャレンジ意図、課題想定とP T活動の方向性を明示し、想定した範囲を明確にする。

要件2-3.

○フォーラムへの参画により、具体的に得られる社会的影響力・メリットを明示し、それに対するフォーラムへの寄与・役割の想定を行うこと。

要件2-4.

○東京湾全体を見渡した政策提案につながるP T活動の実施になっているかどうか。

各エリアの特徴を理解するとともに、各エリアにおける共通項を見出し、東京湾全体に対して活動していくことができるかどうか。

要件2-5.

○行動とP T活動の名称に関しての整合性

P T活動を行う上で、その活動名称は十二分に配慮を行い、名称が活動内容を表しているかどうか。

PT新設のガイドライン

作成：東京湾再生官民連携フォーラム事務局

2014.04.30

要件3. 提案活動を担う

PT活動から見出された課題の発見・課題解決など、一連の活動成果を文章として取りまとめ、さらにフォーラム全体の総意を受け、東京湾に関わる関係省庁及び自治体から構成される「東京湾再生推進会議」へ提案する活動になっているか。

要件4. PT会議体の姿勢（排他性の禁止）

PT活動においてそれぞれの固有の部分を超えて他の主体と交わる場合、自己の固有の論理とは異質の論理で活動する他の多くの主体とかかわる場合は、異質の存在やその活動の原理・論理を相互に、弾力的に認め合うという真摯な態度や対応を行うことができるかどうか。

要件5. 政治・宗教への利用の禁止

PT活動における個人・組織員は、その個々の政治感、宗教観に基づく活動を行うことは禁止する。同様に、フォーラム関係者、組織そのものの政治利用・宗教利用などに対してもこれを禁止する。

要件6. 連携・協業による新しい文化の醸成 特に官と民との連携協力

PT活動を行う上で、多様な主体（東京湾に関わる企業、研究者、水産関係者、レジャー関係者、NPO、市民、行政等）とその英知を出し合い、共に連携・協働し、楽しみながら環境再生の取組をする、新しい文化を育てていく活動になっているかどうか。